「埼玉の魅力動画」制作業務委託一般競争入札公告

「埼玉の魅力動画」制作業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、彩の国さいたま魅力づくり推進協議会財務規程第４５条の規定により準用する埼玉県財務規則（昭和３９年埼玉県規則第１８号。以下「財務規則」という）第９２条の規定に基づき公告する。

令和８年１１月２７日

彩の国さいたま魅力づくり推進協議会
会長　大　野　元　裕

記

１　調達内容

（１）調達案件名及び数量

「埼玉の魅力動画」制作業務委託　一式

（２）調達案件の仕様等

「埼玉の魅力動画」制作業務仕様書のとおり

（３）履行期間

契約日から令和９年３月１２日（金）まで

（４）納入場所

彩の国さいたま魅力づくり推進協議会事務局（埼玉県県民広聴課内）

（４）入札方法

紙媒体による入札書の持参又は郵送（書留郵便に限る）により行う。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本入札は財務規則第９５条及び埼玉県業務委託最低制限価格制度実施要領に基づき、最低制限価格を設定する。

２　入札参加資格

次の要件を全て満たす者であること。

（１）彩の国さいたま魅力づくり推進協議会（以下「協議会」という。）会員団体・協賛企業であること。

（２）令和８年度協議会負担金を納付していること。

（３）財務規則第９１条の規定により一般競争入札に参加させないものとされた者でないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者はこの限りではない。

（５）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱（平成２１年３月３１日付け入審第５１３号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

（６）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成２１年４月１日付け入審第９７号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

３　入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、下記により「一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）」を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、当業務の入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合や、この確認のため追加資料を求められたときは、これに応じなければならない。なお、提出された書類は返却しない。

（１）提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る）又は電子メールにより提出すること。持参以外の方法による場合は、送付後に以下に電話連絡を行うこと。

＜提出先＞

〒３３０－９３０１

さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号

彩の国さいたま魅力づくり推進協議会事務局（埼玉県県民広聴課内）

電話　０４８－８３０－３１９２　ＦＡＸ　０４８－８２２－９２８４

E-Mail a2840-29@pref.saitama.lg.jp

（２）提出受付期間

令和８年１２月３日（木）午後３時まで（必着）

※　持参の場合、受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時とする（１２月３日（木）は午後３時まで）。

（３）入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、電子メールにより令和８年１２月７日（月）午後５時までに通知する。

４　調達案件の仕様等に関する説明会

開催しない。

５　仕様書の入手方法、入手期間及び質問等に関する事項

（１）入手方法

埼玉県ホームページからダウンロードすること。

入手手順は下記のとおり。

ア　埼玉県ホームページを開く。

イ　「県政情報・統計」内の「埼玉県の紹介」を選択する。

ウ　「埼玉県の魅力」を選択する。

エ　「彩の国さいたま魅力づくり推進協議会」を選択する。

オ　「「埼玉の魅力動画」制作業務の一般競争入札について」を選択する。

（２）入手期間

令和８年１１月２７日（金）から令和８年１２月１４日（月）まで

（３）質問に関する事項

仕様書等に関して質問がある場合は、質問票（様式２）を電子メールで次のとおり提出すること。

ア　質問受付期間

令和８年１１月２７日（金）から令和８年１２月３日（木）午後３時まで（必着）

イ　提出先

３（１）のとおり

ウ　質問に対する回答

質問があった場合は、令和８年１２月７日（月）午後５時までに、埼玉県ホームページ（５(１)のとおり）に回答を掲示する。入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。

６　入札執行の日時・提出方法等

（１）入札書の受付方法

３（１）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る）で入札書(様式３）により提出すること。

なお、入札書を持参する場合において代理人が入札する場合は、委任状（様式４）を同時に提出すること。

（２）提出時の注意事項

ア　二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、中封筒の封皮には各々、「１回目」「２回目」と記載し、外封筒の封皮には「案件名」・「納入場所」を朱書して提出すること。再度入札書が同封されていない場合、再度入札は辞退したものとみなす。なお、１回目の入札で落札となった場合、２回目の入札書は発注者側で処分する。

イ　提出先は、彩の国さいたま魅力づくり推進協議会事務局（埼玉県県民広聴課内）とすること。

ウ　提出の受付は、彩の国さいたま魅力づくり推進協議会事務局（埼玉県県民広聴課内）で収受した日時とする。

エ　一旦送付された入札書は、撤回・引き替えはできないものとする。

オ　受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時までとする（１２月１４日（月）は午前１０時３０分まで）。

（３）入札書受付期間

令和８年１２月７日（月）午後５時から令和８年１２月１４日（月）午前１０時３０分まで（必着）とする。

（４）開札の日時及び場所

ア　日時

令和８年１２月１４日（月）午前１１時

この日時を変更する必要が生じたときは、入札に参加する資格があると認められる者全員に別途通知する。

イ　場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号

彩の国さいたま魅力づくり推進協議会事務局（埼玉県県民広聴課内）

（５）再度入札

ア　初度の開札の結果、落札者がいない場合は、入札条件を変更しないで速やかに再度入札に付する。

イ　再度の入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

ウ　再度入札は１回とする。再度入札をもっても落札者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約へ移行する。

7　入札保証金に関する事項

別紙１のとおり、競争入札参加資格者は、入札保証金を免除される場合を除いて、入札書の提出期限までに入札保証金又は入札保証金に代わる担保を所定の手続きに従い、協議会に納付しなければならない。

8　入札に関する注意事項

（１）入札の執行

ア　入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

イ　開札の立ち会いは不要とする。

ウ　入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律５４号）等に違反する行為を行ってはならない。

エ　入札に参加する者の数が１者であっても、入札を執行する。

（２）落札者の決定方法

ア　財務規則第９４条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ　落札となるべき同額の入札をした者が２者以上あるときは、くじを実施して

落札者を決定する。

（３）契約書の作成

本契約においては、財務規則第７９条の規定に基づく契約書の作成を必要とする。

９　入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

（１）この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

（２）財務規則第９７条の規定に該当する入札

（３）入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

（４）虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者の提出した入札

（５）入札時提出書類を提出しない者の提出した入札、所定のものと異なる方法により提出した入札、その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反して提出した入札

10　契約保証金に関する事項

別紙２のとおり、落札者は、契約保証金を免除される場合を除いては、指定する日までに契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い、協議会に納付しなければならない。

11　契約書の作成及び契約の確定

（１）契約書は２通作成し、双方各１通を保管する。

（２）契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（３）契約は、協議会会長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

12　その他必要な事項

（１）競争入札参加者又は契約の相手方が、本調達に関して要した経費は、すべて当該競争入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

（２）入札者は、契約書案、仕様書を熟読の上、入札に参加すること。

（３）入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒３３０－９３０１

さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号
彩の国さいたま魅力づくり推進協議会事務局（埼玉県県民広聴課内）
電話　０４８－８３０－３１９２　ＦＡＸ　０４８－８２２－９２８４
E-Mail a2840-29@pref.saitama.lg.jp